

令和8年度 長崎市子ども会育成連合会の手引

1 加入対象者

- ・0歳を含むすべての方
- ・幼児（0～3歳）は、育成者（保護者、祖父母又は親族）の加入が必須
※幼児：令和5年（2023年）4月2日以降生まれで、令和8年（2026年）4月1日において3歳以下
- ・子どもだけの加入で事故が発生した場合は、「全国子ども会安全共済会」共済金の給付対象外。指導者・育成者（20歳以上）の加入が必須。

2 会費（共済掛金）

1人につき、年 340円

（内訳：全子連 70円、県子連 170円、長崎市子連 100円）

※幼児・小学生・中学生・高校生・育成者等はすべて同額

※納入された会費は原則、返金不可

※令和5年度までは加入時期により会費が異なったが、令和6年度から年間通して同額。

3 加入申込手続き

○ 原則インターネットによる手続きとなります。

「ネット加入の手順（12ページ）」を参照のうえ、加入手続きを行ってください。

○ 申請書類（紙）による手続き

原則としてインターネット上での手続きとなりますが、紙による申請も可能です。こどもみらい課窓口でお取りいただくか、長崎市イーカオホームページ上でダウンロードしてください。

ア 提出書類

- ①「加入申込書（共済様式03）」〔3枚複写〕
※20名まで記入可
- ②「年間行事計画書（共済様式05）」〔3枚複写〕
- ③「加入者名簿2（共済様式04）」〔3枚複写〕
※20名を超える場合に使用

※記入上の注意

- ・提出日等の日付は「和暦」「西暦」のどちらでも可。
- ・性別、年齢の記入は必要ありません（3歳以下のみ記入欄に○が必要）。
- ・代表者が「自署」の場合は、押印不要。
- ・訂正箇所は二重線を引いて訂正すること（訂正印は不要）。
（複写用紙の場合）
- ・3枚目まで写るよう、力強く記入すること。
- ・申込書が下敷きの状態で、上からものを書かないこと。
（封筒に申込書が入っている状態で、宛先の住所等を記入するなど）
- ・住所がマンション、アパートなどは「〇〇マンション△△号室」と建物名、
部屋番号まで記入すること（郵便物が届かない場合があります）。
- ・電話番号を必ず記入すること。

イ 提出方法

①持参（市子連事務局：長崎市役所2階 こどもみらい課内）

提出書類の3枚複写用紙は、切り取らずにお持ちください。

②郵送

提出書類の上から2枚（都道府県・指定都市子連と市町子連用）のみを送付。

3枚目は控え（大切に保管）。

なお、事務局に届くまで数日かかるため、余裕をもって提出すること。

送付先：〒850-0874 長崎市魚の町4番1号

長崎市子ども会育成連合会（長崎市こどもみらい課内）

4 会費の納入方法

（1）持参（市子連事務局：長崎市役所2階 こどもみらい課内）

つり銭がないように会費（340円×人数）をお持ちください。

（2）郵便局における振込み

郵便局から会費（340円×人数）を振り込んでください。手数料は単位子ども会負担。

なお、会費と申請書類が揃わないと県子連への手続きができないため、会費の振込みと同時に申請書類を市子連に持参又は送付してください。

※郵便振替（振替用の払込用紙）は、市子連事務局にあります。

5 加入資格の取得

令和 8 年 4 月 1 日から「全国子ども会安全共済会」共済金支給の対象になるためには、令和 8 年 3 月 16 日頃～5 月 20 日頃までに市子連に加入申請し、市子連から県子連会費用口座に振り込み、記帳は 5 月 29 日（金）正午までに完了する必要があります。

上記の手続きを完了したものは、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、「全国子ども会安全共済会」共済金支給の対象となります。補償の開始は令和 8 年 4 月 1 日午前 0 時からです。

なお、5 月 30 日以降に市子連に加入した場合は、市子連から県子連会費用口座に振り込み、記帳された日付の翌日午前 0 時からが加入対象となります。金融機関の作業上、午後 2 時過ぎの振込は翌日扱いとなりますので、行事の直前の加入についてはご注意ください。

6 活動内容に変更があった場合

(1) 会員の追加加入

会員の追加がある場合は、その都度、ネット上で加入手続きを行ってください。

なお、紙で加入手続きを行った団体は紙で変更手続きを行ってください。

(紙による追加手続きの場合)

①長崎市子連に加入している子ども会の間で移動がある場合

■提出書類（紙の場合）：「変更届（共済様式 07）」（印鑑不要）

■会費：不要

②長崎県内他市町から転入した場合

■提出書類（紙の場合）：「変更届（共済様式 07）」

■会費：100 円（①市子連 100 円）

※会費(100 円×人数)は市子連事務局へ持参するか郵便局で振り込むこと。

(ネット銀行も利用できます)

③長崎県外から転入した場合で、全国子ども会の加入が確認された時は

■会費：270 円（①県子連 170 円+②市子連 100 円）

※会費(270 円×人数)は市子連事務局へ持参するか郵便局で振り込むこと。

※②③については、全国子ども会への加入があるか確認しますので、まずは長崎市子連にご連絡ください。

④市子連・県子連に加入していなかった場合

■提出書類（紙の場合）：「加入申込書（共済様式 03）」

記入上の注意

- ・「子ども会名」「代表者」「住所」等は、加入時と同じように記入。
- ・代表者印は1回目と同じ印を押印。(手書きは印鑑不要)
- ・加入者数・共済掛金・加入者名簿の欄は、追加分のみを記入。
- ・「N0」は1回目加入(総加入数)からの通し番号(続き番号)です。

■会費：340円 (①全子連 70円 + ②県子連 170円 + ③市子連 100円)

※会費(340円×人数)は市子連事務局へ持参するか郵便局で振り込むこと。

(手数料は単位子ども会負担)

※会費の振込にはネット銀行も利用できます。その際には振込依頼者の名前に子ども会名を必ず入力してください。

(2) 年間行事計画の追加及び変更

■提出書類(紙の場合)：変更した「年間行事計画書」

令和7年度より、「行事・活動名」に追加・変更が生じた場合のみ、5日前までに変更年間行事計画書を提出してください。届けていない行事で事故があった場合は、共済金の給付対象となりません。

なお「実施予定日」「会場」「参加予定人数」の変更については、計画書の提出は不要です(提出がなくても補償対象)。

「行事・活動名」の追加及び変更における記入方法

- ・加入の際に提出した「年間行事計画書(単位子ども会控え分)」の「新規○」に線を引いて、「追加・変更」に「○」を記入。
- ・「行事・活動名」の変更箇所を線で消し、空白箇所に変更内容を記入。訂正印は不要。
- ・追加の場合は、表の空欄に記入。

行事实施の5日前までに、市子連事務局にFAX、郵送又は持参すること。

なお、その写しを控えとして保管してください。

(3) 代表者の変更

■提出書類（紙の場合）：「変更届（共済様式 07）」

記入上の注意

- ・「3. 代表者変更」に新しい代表者を記入。

市子連事務局に FAX、郵送又は持参すること。1部を保管してください。
また、年度ごとの申請のため、前年度と代表者が変わる場合は代表者変更届の提出は不要（年度の途中で会長が変更になる場合に代表者変更が必要です）。

加入申込み及び問い合わせ先

長崎市子ども会育成連合会事務局

〒850-0874 長崎市魚の町4番1号 市役所 2階

（長崎市子ども部子どもみらい課内）

Tel 825-1949 FAX 821-1938

Email kodomomirai@city.nagasaki.lg.jp